

議案第94号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する著作物の利用手続きの瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

京都市中京区 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金899,996円を支払うものとする。

3 事件の概要

和解の相手方の著作物である辻晋堂の肖像写真について、その利用の許諾手続きが十分に完了しないまま、県が主催する事業の広報媒体に利用したことにより、和解の相手方に損害を与えたものである。